

第8回アイヌ政策推進会議 政策推進作業部会報告

平成28年5月13日

はじめに

政策推進作業部会は、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告（平成21年7月。以下「有識者懇談会報告」という。）で提言された政策のフォローアップ並びに「民族共生の象徴となる空間」作業部会報告及び「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会報告（共に平成23年6月）の趣旨を実現するための検討を役割としており、その役割を果たすため、主に、

- ・「民族共生の象徴となる空間」の具体化
- ・北海道外アイヌの生活実態調査を踏まえた全国的見地からの施策の展開
- ・国民理解を促進するための活動

の3点について検討を行っている。本資料は、第8回アイヌ政策推進会議の開催に当たり、前回の同会議（平成27年10月1日）以降に開催した3回の政策推進作業部会における検討状況を政策推進作業部会報告として取りまとめるものである。

「民族共生の象徴となる空間」（以下「象徴空間」という。）については、中核区域の主要施設となる国立のアイヌ文化博物館（仮称。以下同じ。）及び国立の民族共生公園（仮称。以下同じ。）の整備に関する検討状況、並びに象徴空間における体験交流等活動の在り方に関する検討状況等について報告を受け、意見交換を行った。また、象徴空間の管理運営体制の在り方や、白老以外の他地域を含むアイヌ文化復興に向けた全国的なネットワークの構築について検討を行った。政府では、アイヌ文化復興等のナショナルセンターとなる象徴空間について、来場者数100万人を目指すとしており、そのための方策についても議論を行った。

アイヌの人々の遺骨等については、慰霊施設の整備に関する検討状況及び大学が保管する特定遺骨等の返還に関する手続の詳細に関する検討の状況について、報告を受けた。また、今後の遺骨等を用いた調査・研究に係る在り方に関し、アイヌの人々と関連学協会の協働作業（以下「ラウンドテーブル」という。）による検討の状況についても、報告を受けた。

象徴空間を巡る論点及び関係者は多岐にわたるが、それらが有機的に連携・分担して総合的かつ一体的な施設・取組を構成するよう準備を進めることが不可

欠であり、こうした観点から、当作業部会では、今後、象徴空間に係る検討を進めるに当たって留意すべき事項を詳細に取りまとめた。

北海道外アイヌの生活実態調査を踏まえた全国の見地からの施策の展開については、厚生労働省が実施した電話による生活相談及び職業訓練相談会の実施状況等について報告を受けるとともに、意見交換を行った。特に、電話による生活相談については、これまでの試行的な実施結果を踏まえ、平成 28 年度から生活相談充実事業として実施されることとなった。

国民理解を促進するための活動については、平成 27 年秋～平成 28 年春にかけて、内閣府政府広報室及び内閣官房アイヌ総合政策室において、それぞれ国民全体とアイヌの人々を対象に実施した「国民のアイヌに対する理解度についての意識調査」の結果について報告を受けるとともに、今後の対策の在り方について意見交換を行った。

当作業部会においては、現在の状況を踏まえ、今後も引き続き当作業部会の役割を果たすための更なる検討を進めて参る所存である。

政府においては、以下に示す当作業部会の考え方や指摘事項を踏まえた具体的な対応策等の検討を進めることを期待する。

第1 「民族共生の象徴となる空間」の具体化について

I 象徴空間の意義・目的

- 象徴空間の意義・目的は、次のような体系で考えるべきである。

- ◎ アイヌ文化の復興・民族の共生
 - (1) アイヌの人々のアイヌの歴史・伝統・文化等の継承・創造の拠点
 - ① アイヌの歴史・伝統・文化等の継承の拠点
 - ② 新たなアイヌの伝統・文化の創造の拠点
 - (2) 国内外の多くの人々にアイヌに関する理解を促進する拠点
 - ① 初めてアイヌの伝統・文化に接する人々の理解を促進する拠点
 - ② アイヌの伝統・文化への関心を有する人々が実際に体験して理解を深める拠点
 - ③ より深く探求したい人々が極めるための手掛かりを見出すための拠点
 - (3) アイヌ文化復興に向けた全国的ネットワークの拠点
 - ① 先導的な取組を行う拠点
 - ② 各地の連携を促すための拠点

※ 年間100万人を超える人々を対象に、象徴空間においてアイヌ文化の復興に関する理解を促進する。

※ 象徴空間においてアイヌ文化の復興に関する理解を深めた人々を核にして、更なるアイヌ文化復興の動きを拡大していく。

II 位置、名称等

(1) 位置

- 中核区域（博物館及び公園）は、北海道白老郡白老町若草町のポロト湖畔に整備する。
- 慰霊施設は、白老町ポロト湖東側の高台（民有地）に整備する。

(2) 名称等

① 正式名称

- 象徴空間及びその主要施設の正式名称は、次のとおりとするのが適当である。（なお、本報告では、これまでの呼称に従っている。）

区 分	これまでの呼称	正式名称（案）
全 体	民族共生の象徴となる空間	民族共生象徴空間
博物館	国立のアイヌ文化博物館（仮称）	国立アイヌ民族博物館
公 園	国立の民族共生公園（仮称）	国立民族共生公園

② 愛称

- アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターという象徴空間の位置付けを踏まえ、正式名称に加え、慰霊施設以外についてもアイヌ語等の愛称を設定すべきである。
- 一般公開の前年となる平成31年度早々に愛称の公募を開始し、一定の募集期間を確保した上で、開業の約半年前を目途に決定する必要がある。
- 選考に当たり、アイヌ文化の専門家等の有識者による「選考委員会」を設置することも考えられる。

Ⅲ 機能とそれを支える中核区域の主要施設

- 以下に示す諸機能を備えた各施設を整備するとともに、関連区域や広域関連区域を含めて象徴空間全体が一体となって機能し、年間100万人の受入体制を確立するため、各施設間の機能連携・分担関係について一体的に検討する体制を確立する。

	国立のアイヌ文化博物館（仮称）	フィールドミュージアム				
		体験交流施設	芝生広場	エントランス	再現コタン	現民博（新館）
展示・調査研究	○	○	○	○	○	○
文化伝承・人材育成	○	○			○	○
体験交流	○	○	○		○	○
情報発信	○			○		○
公園		○	○	○	○	
精神文化尊重	○	○	○		○	

※ 各機能・施設的具体化に当たっては、多様な人々・幅広い世代がアイヌ文化に親しみ、快適に過ごせるよう検討する。特に、子供たちがアイヌ文化に親し

みやすい環境を博物館と連携を図り、フィールドミュージアムの区域を通じて整備する。

※ 象徴空間においては、アイヌ語を十分活用することとし、その整備に際しては、展示、案内板、表示板等におけるアイヌ語による表記その他アイヌの精神文化や自然観を尊重したデザイン等に配慮する等様々な工夫を行う。

IV 中核区域

○ 中核区域は、「国立のアイヌ文化博物館（仮称）基本計画」（平成27年7月）及び「国立の民族共生公園（仮称）基本計画」（平成28年4月）に基づき整備。

（1）国立のアイヌ文化博物館（仮称）

展示スペースの見直し・展示内容の充実、北海道内・国内外の博物館との連携等の工夫を検討

（2）体験交流施設

① 体験交流ホール

芸能分野（アイヌ古式舞踊・音楽・口承文芸）の公演や体験交流ができる施設

② 体験学習館

修学旅行生をはじめとする団体の来場者を主たる対象とし、伝統工芸の製作体験等の体験交流ができる施設

（3）工房

工芸の製作体験や工芸製作者による製作実演の見学ができる施設

（4）芝生広場

美しい景観や豊かな自然を活用した憩いの場の提供、屋外での体験交流、イベント等に対応できる空間

（5）エントランス

象徴空間へ来場者を安全かつ円滑に迎え入れるエントランス

（6）伝統的コタン

復元チセ及び周辺施設等の整備によりアイヌの伝統的生活空間を体感できる施設

(7) 現アイヌ民族博物館新館

アイヌ民族博物館の新館〔博物館部分〕は、運営主体の現地本部事務局及び会議室としての活用を検討

V 慰霊施設・遺骨の集約

(1) 慰霊施設

- 慰霊施設の整備方針については、平成 28 年 4 月に国や北海道アイヌ協会等の関係者による検討会等の成果を踏まえ、以下の内容が取りまとめられた。今後も関係者間の意見交換を継続し、施設整備の具体化に取り組んでいくことが望まれる。

① 整備予定地

- 白老町ポロト湖東側の高台（民有地）
- 周辺環境整備について、白老町等の協力を得る。

② 慰霊施設の基本的性格等

- 慰霊施設の整備目的は、次のとおりとし、遺骨等について、祭祀承継者や地域への返還に向けた取組を引き続き推進するものとする。
 - ・ アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現
 - ・ アイヌの人々による受入体制が整うまでの間の遺骨等の適切な管理
- 上記整備目的を踏まえ、次の点に留意する。
 - ・ 静謐な慰霊環境を整備することを主眼とし、一般の来場者を積極的に迎え入れるような性格を有する施設とはしないこと。
 - ・ 博物館や公園と重複する機能、調査・学術研究は担わないこととし、慰霊施設の中に調査・研究を行う施設は整備しないこと。

③ 慰霊施設の構成

- (ア) 「墓所」となる建物
- (イ) 慰霊行事（イチャルパ等）を行うための施設
- (ウ) モニュメント
- (エ) 前庭（広場）
- (オ) 駐車スペース
- (カ) その他諸設備（施設の設立趣旨を記載した解説板、水道・トイレ）

※ アイヌの人々の意見を聴いて施設の具体化を図るものとする。

④ 整備スケジュール

- 平成 31 年度中の完成を目指す。
- 今後、埋蔵文化財が出土した場合には、できる限り早期の完成を目指しつつ、文化財保護を慎重に行うものとする。

(2) 遺骨の集約・返還

- 大学が保管する個人が特定されたアイヌ遺骨（特定遺骨）等については、平成 28 年 3 月に文部科学省の検討会において返還手続等の詳細に係る「意見のまとめ」が取りまとめられた。特定遺骨等を保管している大学において、この「意見のまとめ」を踏まえ、規程の整備等返還に向けた準備を加速することが必要である。また、「意見のまとめ」において今後の検討課題とされている事項について、文部科学省においてさらに検討を進めることが必要である。

- 個人が特定されていない遺骨等については、関係者の理解を得ながら、慰霊施設への遺骨の集約に向けた諸課題の検討を速やかに進めるべきである。また、地域返還の在り方についての検討を引き続き進める必要がある。

- 今後のアイヌ遺骨を用いた調査・研究については、平成 28 年 3 月に「ラウンドテーブル」において、今後の研究の実施の妥当性についてアイヌの人々と学協会が合同で組織する委員会で審査を行うことをはじめとする検討結果（「中間まとめ」）が取りまとめられた。引き続きこの「中間まとめ」の趣旨がアイヌの人々や研究者に対して十分に周知されるとともに、合同で設置する委員会組織の在り方の検討を進めることが望まれる。

VI 関連区域

1 関連区域

- (1) 中核区域周辺の豊かな自然に極力手を加えず、文化伝承活動、体験交流活動等に取り組むことにより、中核区域と一体となって、広域的なフィールドミュージアムとしての機能を果たす。
- (2) 中核区域の近傍にあり、それぞれの主体が管理している箇所を中心に、当面、重点的に以下の地区の活用方策を検討する。
 - ① ポロト森林地区（北海道森林管理局）
 - ② ポロト周辺河川地区（白老町：ウツナイ川、ポロト湖）
 - ③ ポント沼地区（民有地）

(3) その他、以下に掲げる地区についても、活用方を検討する。

- ① 仙台藩陣屋地区（白老町）
- ② ポロト周辺河川地区（北海道：社台川、ウヨロ川、敷生川）
- ③ 森野地区（白老町）
- ④ ヨコスト湿原・海岸地区（民有地）
- ⑤ 白老港地区（白老町）

(4) 各地区の活用方の検討に当たっては、これまでの白老イオル事業での実績の評価及び課題を踏まえるものとする。

VII アイヌ文化復興に向けた全国的なネットワークの構築（広域関連区域）

- 狭義の文化復興（アイヌに特化した施策）にとどまらず、各地域の幅広いアイヌ文化復興を推進するための枠組みを構築すべきである。
- アイヌ文化復興補助金だけでなく、産業復興、観光復興、地域づくり・地方創生、環境保全など、各省庁・自治体が有するプログラム・財源の総合的・戦略的な活用を図る必要がある。
- 象徴空間への地域の関わり
 - ・ 象徴空間にアイヌ文化の魅力を結集し、アイヌ文化に関心を持つ人々を増やすことにより、象徴空間の取組の効果を地域へ波及させる必要がある。
 - ・ 年間100万人の来場者目標を達成するためには、アイヌ文化伝承活動等が盛んな地域との連携が必要であり、そのことについて関係者の理解促進を図るべきである。
- 広域関連区域
 - ・ 各地域と象徴空間の効果的な連携方策については、従来のイオル再生事業との関係整理を行いつつ、地域からの提案に基づき具体化すべきである。

VIII 管理運営

1 象徴空間基本方針（平成26年6月閣議決定）における決定事項

象徴空間の一体的運営を図るため、アイヌの人々の主体的参画を確保しつつ、次の措置を講ずる。

- (1) 象徴空間を総合的かつ一体的に運営するための基本計画及び中期事業計画の策定
- (2) 象徴空間の中核区域の施設を一体的に運営し、アイヌ文化の伝承、人材育成活動、体験交流活動等の実施に当たる一の運営主体の指定
- (3) 象徴空間全体の円滑な運営を図るため、関係者による運営協議会の設置

2 政策推進作業部会報告（平成 27 年 10 月）における決定事項

（1）運営主体

- ① 象徴空間の主要施設のうち、国立のアイヌ文化博物館は文部科学省（文化庁）が整備し、及び管理する。
- ② 国立の民族共生公園及びアイヌ遺骨等の慰霊施設は国土交通省が整備し、及び管理する。
- ③ このため、これらの施設を一体的に管理運営し、併せてアイヌ文化の伝承、人材育成活動、体験交流活動等を一体的に実施するため、これらの業務を一つの主体に一括して担う体制が必要である。
- ④ この運営主体が担うべき業務としては、以下のようなものが含まれる必要がある。
 - 1) 国立のアイヌ文化博物館について、文部科学省からの委託による管理運営
 - 2) 国立の民族共生公園について、国土交通省からの委託による管理運営
 - 3) 象徴空間におけるアイヌ文化の伝承、人材育成活動、体験交流活動等の実施
 - 4) 象徴空間に集約されたアイヌ遺骨等の慰霊施設について、国土交通省の監督の下での管理業務
 - 5) 象徴空間を拠点とするアイヌ文化復興に関する情報発信
 - 6) 運営協議会の庶務
 - 7) 上記に掲げる業務に附帯する業務

（2）運営主体に求められる条件

上記に示した業務を確実に実施するため、運営主体として位置付けられる団体は、次のような条件を備える必要がある。

- ① 象徴空間の総合的かつ一体的な運営を確実に実施するための組織体制、財務基盤、活動実績、ノウハウを有すること。
- ② 一部の者や地域に偏らず、公平・公正な運営を図ることができること。
- ③ アイヌの伝統や文化に通じ、一部の者や地域に偏らず、アイヌの人々の主体的参画を図ることができる組織体制、活動実績、ノウハウを有すること。
- ④ 国からの業務を受託するにふさわしい公益性、組織体制、財務基盤、活動実績等を有すること。

（3）運営協議会

運営協議会は、現地の事業実施段階における関係者の連絡調整を行うとともに、多様なアイヌの人々の参画を得る役割を担う。協議会の代表には、アイヌの人々を代表する者が含まれていることが望ましい。

3 象徴空間運営協議会の発足

(1) 運営協議会の発足

- ① 象徴空間運営協議会は、国による運営主体の指定の時期に合わせて、運営協議会準備会合を母体に発足させ、活動を開始するものとする。
- ② 運営協議会の規約・体制等について、以下の点に留意して運営協議会準備会合において調整を図るものとする。
 - 1) 全国の関係者が幅広く参画できること。
 - 2) 青少年や女性の参画が図られること。
 - 3) 実効性・機動性を確保するため、必要に応じて、部会やWG、TF、RTなどを設置・活用すること。また、「イランカラプテ」キャンペーン推進協議会など既存のプラットフォームとの関係にも留意すること。

(2) 運営協議会を通じた当面の活動方針

- ① 国が象徴空間基本計画及び中期事業計画を策定するに先立ち、関係者の提案・要望をとりまとめる。
- ② 中核区域一般公開前の平成29年度から一般公開後の平成33年度までの5年間を第1次重点活動期間と位置付け、関係者による象徴空間に関する様々な行事や取組を検討し、一致協力して実施する。
- ③ 象徴空間の運営に当たって、様々なコーポレート・パートナーやボランティアを募り、活動の裾野を広げることに取り組む。

4 運営主体の指定及び開業準備活動

(1) 運営主体の指定

- ① 運営主体について、予決令その他の会計法令に基づき2の(1)の④の事業を一体的に実施するための制度を検討する。
- ② 2の(1)の④に掲げる業務に関する事業計画、収支計画及び組織体制の素案を検討する。
- ③ ①及び②の検討結果に基づき、2の(2)の条件を満たす団体を公募し、一の運営主体を決定する。

(2) 運営主体の開業準備活動

- ① 運営主体は、平成29年度に国による指定を受けた後、速やかに開業準備活動に着手する。
- ② 開業準備活動には、少なくとも以下の事項を実施するものとする。
 - 1) 開業のための人材の採用・育成
 - 2) 開業に向けた情報発信

- 3) 開業に向けたプロモーション活動
- 4) 象徴空間運営協議会の事務局

IX 地方公共団体、民間に協力いただきたい事項

(1) ポロト温泉の移設・再構築

ポロト温泉施設は白老町が移設・再構築を行うこととし、その敷地は公園基本計画を踏まえて検討する。施設規模や外観等については周辺の景観との調和に配慮する観点から所要の調整を行う。

なお、来場者の利便性の観点から、新たな温泉施設は宿泊機能や飲食・物販機能を兼ね備えた多目的施設として整備されることが望ましい。

(2) コーポレート・パートナーやボランティアの活用

象徴空間の運営に当たって、コーポレート・パートナーやボランティアを募り、活動の裾野を広げることに取り組む。

例えば、コーポレート・パートナーの協力によるイベント等の企画・開催や地元ボランティアによる運営主体等の活動支援、民泊形式での宿泊機能の提供による伝承活動・人材育成への支援などが考えられる。

X 引き続き検討が必要な事項

(1) 来場者ニーズに応える体制の検討（交通アクセス、各種サービス機能、地域の経済活動との連携等）

(2) その他の機能の取扱い（クラフト工房群、交易所、船着き場、記念撮影台）

（一財）アイヌ民族博物館から要望のあったクラフト工房群、交易所、船着き場、記念撮影台については、これらの施設を活用した具体的なプログラムの内容や必要な体制（例えば、船着き場については関連法規制や詳細な活動内容）などの点について今後十分な検討が必要な状況にある。

このため、象徴空間に整備予定の各施設を弾力的に運用することにより求められる機能の確保に向けた検討を行うとともに、平成32年度以降の対応についても体験交流活動等の実施状況や運営主体の慣熟度に応じた検討を行うこととする。

(3) 託児所・保育所や宿舎（教育研修・人材育成施設）の整備

託児所・保育所及び宿舎については、既存施設の活用なども含めて地元での対応（機能の確保）を要請する。

例えば、託児所については運営主体による機能確保や白老町内の保育所の活用、宿舎についてはポロト温泉施設の移設にあわせた宿泊機能の整備や町営住宅の空き室の活用等が考えられる。

第2 北海道外アイヌの生活実態調査を踏まえた全国的見地からの 施策の展開について

1. 生活相談に対応するための措置について

生活相談については、厚生労働省が内閣官房と連携しながら、平成25年9月から平成26年度末まで電話等による生活相談を試行的に実施し、傾聴による孤独感の解消等の効果があったこと、アイヌ文化・歴史、生活、人権など相談内容が多様であったこと、相談手段としての電話の有用性があったことなどから、当作業部会では、引き続き電話による生活相談への対応を求めたところである。

これを受け、厚生労働省において、アイヌの人々が抱えている生活上の悩みや様々な困りごとに対応し、アイヌの相談員による電話相談窓口を設置することで、全国的見地からアイヌの人々の生活相談に対応すべく、平成28年度に生活相談充実事業を実施するところである。

2. アイヌの就労を支援する職業訓練について

職業訓練の実施については、厚生労働省が平成25年度に2度にわたり職業訓練のニーズに関する調査を実施し、その結果、受講を希望する地域が限定されない、受講を希望する訓練科目も多岐にわたっていること等から、当作業部会において受講相談会などの実施を求めたところである。

これを受け、厚生労働省では平成26年度にアイヌ文化交流センターにおいて職業訓練相談会を開催したところ、訓練コースの斡旋や職業紹介といった対応がその場で出来なかったことから、平成27年度はハローワーク新宿で、在職者も参加できるよう土曜日に開催し、専用ブースを設けたプライバシーへの配慮等も行ったが、参加者が得られなかったところである。

このため、厚生労働省ではアイヌ関係団体が主催するイベント等に合わせて、出張による職業訓練の相談及び職業相談・職業紹介の実施等を検討しており、当作業部会としても引き続き安定した就労への支援に向けて、更なる取り組みを求めたい。

3. 高等教育機関への進学支援について

北海道外に居住するアイヌの子弟が、高等教育機関に進学又は在学している場合、独立行政法人日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与が受けやすくなるよう、平成26年度から基準が緩和されたところである。対象者の認定については、公益社団法人北海道アイヌ協会が認定実施機関として選定されており、平成27年度に認定された対象者に対し、無利子奨学金の貸与が開始さ

れている。

今後ともこうした実績を踏まえて、当該施策については、より多くの北海道外に居住するアイヌの人々に活用されるよう、一層広く周知されることが求められる。

4. 首都圏におけるアイヌの人々の交流の場の確保について

首都圏におけるアイヌの人々の交流の場の確保については、アイヌの人々のニーズをより詳細に把握するため、アイヌの人々と内閣官房が緊密に連携・協議を重ねてきたところであり、昨年度も内閣官房が説明会を開催し、アイヌの人々から要望を伺ったところである。

当作業部会としては、今後とも首都圏のアイヌの人々と内閣官房が緊密に連携・協議し、象徴空間の取組の中に位置付けるなど、実現に向けて更なる検討、調整等を円滑に進めることを希望する。

第3 国民理解を促進するための活動について

平成 25 年度に内閣府政府広報室が実施した「アイヌ政策に関する世論調査」において、アイヌの人々に関し、現在は差別や偏見がなく平等であると思うか聞いたところ、「平等ではないと思う」「どちらかというところ平等ではないと思う」という回答が合わせて 33.5%に上った。

この結果を受け、その要因を分析し、今後の対応方策を検討するため、平成 27 年秋～平成 28 年春にかけて、内閣府政府広報室及び内閣官房アイヌ総合政策室において、それぞれ国民全体とアイヌの人々を対象に「国民のアイヌに対する理解度についての意識調査」を実施した。

調査結果のポイントは、次のとおりである。

- (1) アイヌ文化等と接した機会の有無（国民全体のみ）
「ある」25% 「ない」74%（特に 50 歳未満では 80%超）
- (2) 差別や偏見の有無
「あると思う」 国民全体：18%、アイヌの人々：72%
- (3) 差別や偏見が「あると思う」理由
 - ① 国民全体
「報道などを通じて差別を受けている話を聞いた」47%
 - ② アイヌの人々
「漠然と差別や偏見があるイメージがある」道内 56%、道外 33%
「家族・親族・友人・知人が差別を受けている」道内 49%、道外 64%
「自分が差別を受けている」道内 35%、道外 52%
- (4) 差別や偏見の原因・背景
「アイヌの歴史に関する理解の不十分さ」
国民全体：65%、アイヌの人々：78%
- (5) 差別や偏見をなくすために必要な取組
「アイヌの歴史・文化の知識を深めるための学校教育」
国民全体：73%、アイヌの人々：道内 80%、道外 85%

調査結果を総括すると、国民全体とアイヌの人々との意識の差はいまだ大きく、次のような課題への対応が求められる。

- ① アイヌの人々やアイヌ文化と接する機会の増加

有識者懇談会報告以降、国民理解の促進に向けて、当作業部会においても「イランカラプテ」キャンペーンをはじめ様々な取組を提案してきたところであるが、なお、8割近い国民がアイヌの人々やアイヌ文化と接したことがないという現状に鑑み、引き続きこうした機会の増加を図るための取組を推進する必要がある。

「イランカラプテ」キャンペーンについては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や象徴空間の一般公開に向け、民間企業等と連携しながら、新千歳空港をはじめとする北海道のゲートウェイとなる主要施設において展示等の更なる充実を図るなど、アイヌ文化を核にした地方創生・観光振興・国際親善を一体的に推進する方策を検討し、幅広い取組によりアイヌ文化等への理解促進へとつなげていくことが重要である。

象徴空間は、アイヌの歴史・文化に触れる機会を提供するとともに、各地のアイヌ文化復興に関する情報発信等を行うことを通じて、国民理解促進に当たったの拠点としての機能を果たすべきものである。今回の調査結果を踏まえ、象徴空間の各種機能の検討に当たっては、展示・体験交流活動等を通じた来場者の理解促進のみならず、

- ・ 来場者の増加に向けた取組
- ・ 来場予定のない人々の理解促進を図るため、全国各地におけるアイヌの歴史・文化に触れる機会の創出や、インターネットでの情報発信等の取組（例えば、（公財）アイヌ文化振興・研究推進機構におけるアイヌ工芸品展やアドバイザー派遣など、道外の人々がアイヌの歴史・文化に直接触れる機会の増加等）

等を念頭に置く必要がある。

また、アイヌの歴史・文化に関連するマンガが好評を博していること等に鑑み、マスメディアをはじめとする多様な媒体の一層の活用を図ることが重要である。

② アイヌの歴史や文化の理解を促進する取組の強化（特に学校教育）

調査結果にも示されているとおり、アイヌの歴史・文化に関する国民の理解を促進する上で、学校教育の重要性については論を俟たない。

有識者懇談会報告以降、小学校・中学校・高等学校の新学習指導要領に対応した教科書の多くで、アイヌの歴史・文化に関する記述が増加し、大学入試センター試験での出題など様々な取組によって、学校教育でアイヌの歴史・文化を学ぶ機会が増加しつつあるとは言えるが、その成果が調査結果に現れるには至っていない。

当作業部会としては、引き続き学校教育等の場におけるアイヌの歴史・文化

に関する教育機会の増加に向けた取組を求めるとともに、特に、教員に対する理解促進の重要性を強調したい。(公財)アイヌ文化振興・研究推進機構では、従前から副読本や教員用解説書を配布するとともに、学校等へのアドバイザー派遣や、教員のための研修の実施等を行うなど、アイヌの歴史・文化に関する指導に当たる教員をサポートする取組を推進しているが、いまだ十分とは言えない。当作業部会としては、我が国の先住民族であるアイヌについては、北海道内外にかかわらず、全ての教員が学ぶべきことであり、そのための更なる工夫と善処を求めたい。例えば、次期学習指導要領の改訂とそれを踏まえた新たな教科書作成のタイミングを捉え、教科書会社に対する説明会や道内外における教員向け研修の充実、道外でも利用可能な教材の作成等を図ることが重要である。

③ アイヌの人々の職業訓練・教育支援等

調査結果を踏まえた今後の対応としては、国民理解の促進のみならず、道内外のアイヌの人々の生活水準や教育水準の向上が必要であるとの意見も見られたところである。このため、引き続き道外施策の充実をはじめ、生活水準と教育水準の向上を車の両輪として各種施策を展開することが重要である。

④ 総合的な施策の展開

当作業部会における議論では、アイヌの人々に対する差別や偏見を究極的に解消するためには、現行施策を継続するだけでは不十分であり、先住民族政策として更なる取組を求める強い声があった。当作業部会としては、これまでの生活向上関連施策の実施状況について評価・検証を行い、現行施策の改善方策を含めて幅広くアイヌ政策を検討していくことの重要性を指摘するとともに、その中で法的措置の必要性についても総合的に検討することを求めたい。